

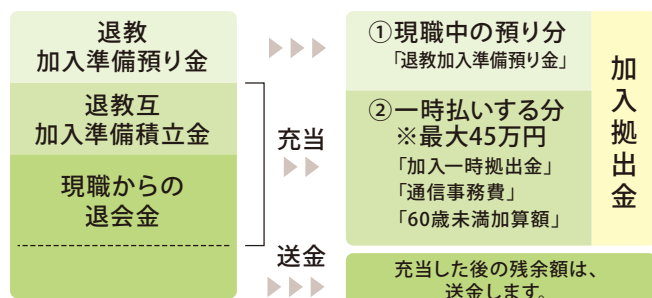
退職互助の加入方法

退職互助に加入できるのは、**満45歳以上で退職した組合員**です。加入は退職時に限られ（再任用の場合も現職退職時に加入）、**3か月以内に手続きが必要です**。加入日は退職日の翌日となります。期間を超えての加入・取り消し（返金）は認められませんので、退職後3か月以内に早めの手続きをお願いします。

POINT

- 加入するには拠出金が必要ですが、現職中の積み立て金や、互助組合から給付される退会金を充当できるので、**新たな費用の持ち出しが必要のないケースがほとんどです**。
注：貸付金等の未償還金がある場合は、退会金などで相殺されるため、結果的に拠出金に充当できないことがあります。
- 健康に関する審査は一切なく、拠出金額も変わりません。持病をお持ちの方も安心です。

《 加入拠出金のイメージ 》



2018年度60歳で加入した方の**加入拠出金平均額797,745円**
◎拠出金額は事務局へお問い合わせください。

加入拠出金の内訳

- 現職中の預り分「退教加入準備預り金」
現職掛金の26%相当額を掛金とは別に現職加入時から退会時まで預かっています。
※退職互助に加入されない場合はお返しします。
- 一時払いする分^(※)
A「加入一時拠出金」 算定基礎額 × 77 / 100
B「通信事務費」 13,000円
C「60歳未満で加入する時の加算額」
算定基礎額の100分の0.26の額に60歳に達する年度末までの期間の月数を乗じた額

※算定基礎額：退職前月における〔給料月額+教職調整額〕+〔給料月額+教職調整額〕×地域手当率

A・B・Cの合計額が45万円を超える場合は45万円になります。

※ただし、組合員期間が20年未満の場合は算定基礎額の100分の0.26の額に20年（240月）に達する月数を乗じた額の加算があります。

配偶者も退職互助を利用するには

POINT

現職とは異なり、被扶養者という制度はありませんので、配偶者の方が給付を受けるためには、登録が必要です。

配偶者の方も、「配偶者給付追加金」を納入することで、生涯にわたって退職互助の給付や事業を利用することができます。

配偶者給付追加金

配偶者の年齢に応じた右表の金額を、本人拠出金に加えて納入していただきます。金額は平均余命と必要な医療費等の予測を基に算定しています。

《 2019年度 配偶者給付追加金 》

年齢	金額	年齢	金額
50歳以下	1,030,000円	63歳	707,000円
51歳	1,007,000円	64歳	676,000円
52歳	984,000円	65歳	645,000円
53歳	961,000円	66歳	614,000円
54歳	938,000円	67歳	583,000円
55歳	915,000円	68歳	552,000円
56歳	892,000円	69歳	521,000円
57歳	869,000円	70歳	490,000円
58歳	846,000円	71歳	462,000円
59歳	823,000円	72歳	434,000円
60歳	800,000円	73歳	406,000円
61歳	769,000円	74歳	378,000円
62歳	738,000円	75歳以上	350,000円

退職時の手続きと今後の日程

1
12月~

▶ 現職互助の退会手続き（～3月末）
互助組合に「退会金」を請求

▶ 退職互助の加入手続き（退職後3か月以内）
①退職組合員加入届兼登録票を提出
②預金口座振替依頼書（京都銀行）を提出

2
5月中旬~

互助組合から関係書類を送付
①退職互助組合員証
②退職互助組合員手帳
③退職互助の手引
④互助組合報退教互版 など

※退職組合員加入届兼登録票（申込書）など、加入に関わる書類を12月に学校にお送りします。

※2月から3月上旬にかけて、制度説明会を府内各地で開催します。実施日、会場などの詳細は互助組合報1・2月号をご覧ください。

加入に関わることや退職互助事業の内容など、お気軽にお問い合わせください

退職互助部（直通）▶▶▶ TEL.075-752-0540

2019年度
加入の
ご案内

退職されるみなさんへ

《 京都府教職員互助組合 》

あなたも退職互助へ

これからも支え合って豊かな人生を

実績と信頼のサポート

京都府教職員互助組合 退職互助とは

退職後は、現職時とは違い、生活環境が大きく変化します。互助組合の退職互助は、退職後の三大不安と言われている健康の不安、生活への不安、孤独への不安を緩和し、豊かな人生をおくる支えとなっています。1967年に設立されて以来、お互いを支え合う制度として発展し、配偶者を含めて1万4千人を超える方が加入されています。

互助組合は2013年4月から新しく一般社団法人へ移行し、組織と財産を受け継ぎました。これからも、退職後の教職員の生活や健康と生きがいを支えていきます。退職者の約8割の方が加入されている、この全国的にもすぐれた退職互助にあなたもぜひご加入ください。

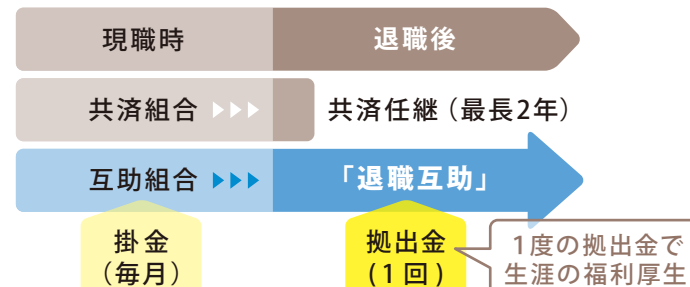
<http://www.kyokyogo.or.jp>

現職互助との違い

退職後の福利厚生は「退職互助制度」だけ

現職時の福利厚生は「公立学校共済組合」と「互助組合」の2つで成り立っていますが、**退職後は、互助組合の「退職互助」だけになります**。

※共済組合任意継続期間（退職後最長2年）を除く。



毎月の掛け金は不要！ 一度の「拠出金」で福利厚生が生涯続きます

退職互助は加入時（退職時）に1回だけ支払う**「加入拠出金」**で運営されます。一度の拠出で生涯にわたって給付・事業が利用できますので、現職時のような**毎月の「掛金」は不要**です。

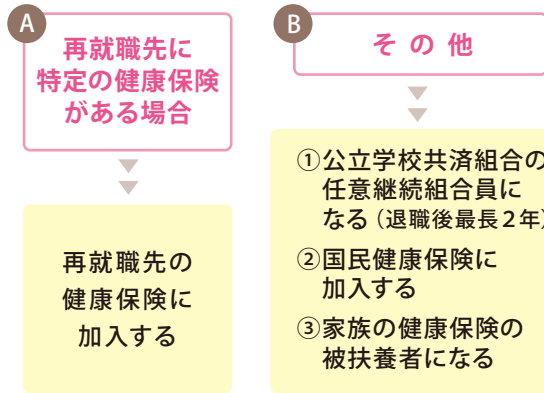
互助組合は営利を目的としない、相互扶助の組織です。みなさんから集めた拠出金を最大限いかして、療養補助金をはじめとする給付、その他の事業を行っています。

国の健康保険制度等の改定による自己負担の変動に応じて、総会（社員総会）を経て、給付基準を含め事業内容を決定します。

退職後の医療制度と医療費負担

退職後の健康保険

退職後もいずれかの健康保険（保険者）に加入しなければなりません。下記のAまたはBによって、加入できる健康保険制度が違います。それぞれのケースに応じて、選択することになります。



退職後の医療制度

現行の医療制度の窓口負担割合は、下図のとおりです。
(注：2018年12月現在)

70歳まで	70～74歳まで	75歳以上
3割負担	2割負担	1割負担
	現役並所得者※3割負担	

※世帯収入の合計額が520万円以上
(1人世帯の場合は383万円以上)

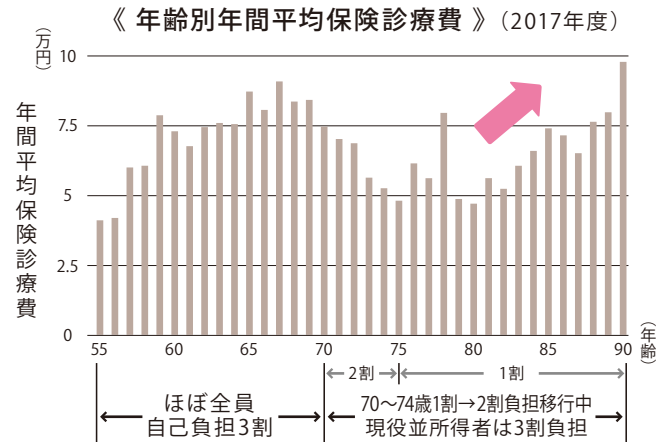
現職時は、医療機関または診療科、薬局のそれぞれで、1か月にかけた窓口負担がどれだけ高額になっても、共済組合の附加給付と互助組合の療養費給付によって、自己負担額が10,000円を超えることはありませんでした。しかし退職後、共済組合と互助組合の給付がなくなると、健康保険による負担軽減（高額療養費制度）以外は**全額が自己負担**となります。

《医療費負担のモデル図》（自己負担3割の場合）

現職	退職互助に加入	退職互助に未加入
健康保険 7割	健康保険 7割	健康保険 7割
共済等の附加給付	共済等の附加給付	
互助給付	互助給付	自己負担 3割
自己負担	自己負担	

医療費の負担はいくらぐらい？

年齢とともに増加する傾向です。下図は1人あたりの年間平均保険診療費（2017年度療養補助金請求分）のグラフです。



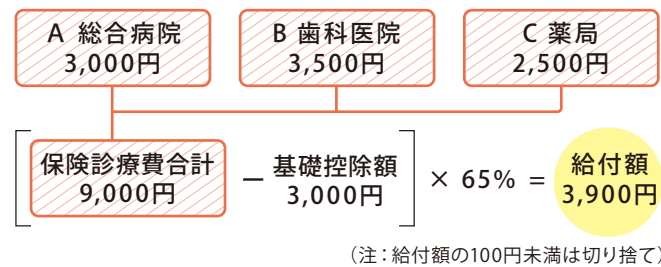
退職互助の療養補助金とは

入院はもちろん、外来通院・薬局での医療費・調剤費が給付対象です（生涯保障）

療養補助金は、1か月にかけたすべての保険診療費（健康保険証を使って受診した医療費）の自己負担額（病院・薬局の窓口支払額）を毎月に合算し、3,000円を控除し、残った額の65%が給付されます。

- POINT**
- ① 支払額や日数の限度もなく、疾病も問いません。
 - ② 保険診療費であれば、すべて給付の対象になります。
 - ③ 民間の医療保険とは違い、日々の通院・薬局調剤費用に対しても給付を受け取ることができます。
 - ④ 外来通院の方が圧倒的に多い！（入院は少ない）
2017年度に互助組合が給付した療養補助金57,547件の内、95.4%は外来でした。

例／ある1か月の給付額を計算してみると…



療養補助金の給付を受けるには、現職時と違い「**請求**」が必要です。所定の請求用紙に病院・薬局の領収書を貼付して療養補助金を請求してください。（詳細は加入後にお送りする「退職互助の手引」で説明します。）

※常勤の再任用の方や共済組合任意継続組合員の期間中は、現職組合員と同様に自動給付されますので、請求は不要です。

療養補助金の他に、次の給付があります。

- 人間ドック補助金**……人間ドック等を受診したとき、1事業年度に5千円を上限に実費を給付（脳ドック、住民健診、特定部位の検診も対象）
- 長寿祝金**……喜寿5千円、米寿1万円、白寿2万円を給付
- 補聴器購入補助金**……補聴器を購入したとき、生涯に1回限り5千円を限度とし実費を給付
- 災害見舞金**……住居が風、水、火災等により被害を受けたとき、1件につき5千円を給付
- 要介護見舞金**……介護保険法における要介護4、又は要介護5に認定されているとき、生涯に各1回限り5千円を給付

その他の給付と事業

弁護士・行政書士・税理士等の専門家に無料で相談ができます

実施の日時は事前に互助組合報で案内します。

相談内容	実施時期	※
法律相談	毎月1回	※無料相談は互助組合事務局で実施
生活相談	毎月1回	※北部では一日互助組合で年1～2回、給付受付及び相続・遺言相談を実施（予定）
税務相談	年2回	
相続・遺言セミナー	年2回	

文化・体育事業でリフレッシュ



文化財鑑賞会 ● ガイドの解説を交えて各地の文化財を訪ねます。

退職教職員のつどい ● 講演・交流会を実施し、200人近くの退職教職員が集い、交流を深めています。

健康増進事業 ● 健康増進のために「グラウンド・ゴルフ大会」等を実施しています。

自然観察会 ● 芦生研究林などをネイチャーガイドの案内で探訪します。
※春・秋実施

その他、前進座観劇会、囲碁大会、将棋大会、チケット・ガイドなどの事業があります。

また、月賦立替制度（指定店クーポン制度）も引き続き利用できます。

互助組合の組織と運営

居住地を基礎とした支部組織

現職時は職場を単位とした組織でしたが、退職後は居住地にある支部に所属します。現在、27の支部があり、年1回の支部総会を基本に様々な支部事業が取り組まれています。

《支部一覧》 27支部（2018年度）

北	上京	中京	右京	西京	左京北	左京南
東	南	伏見	深草	醍醐	乙訓	宇治東
宇治西	城久	山城北	山城南	北桑田	亀岡	船井
綾部	福知山	舞鶴	宮与	京丹後	他府県	

理事会、事務局と退職組合員を結ぶ「互助組合報退教互版」

「互助組合報退教互版」を毎月、自宅にお届けします。事務局からのお知らせ、事業の案内、支部活動の報告などを掲載しています。また、ホームページでもご覧いただけます。

特約病院・薬局制度のしくみ

